

資料 5

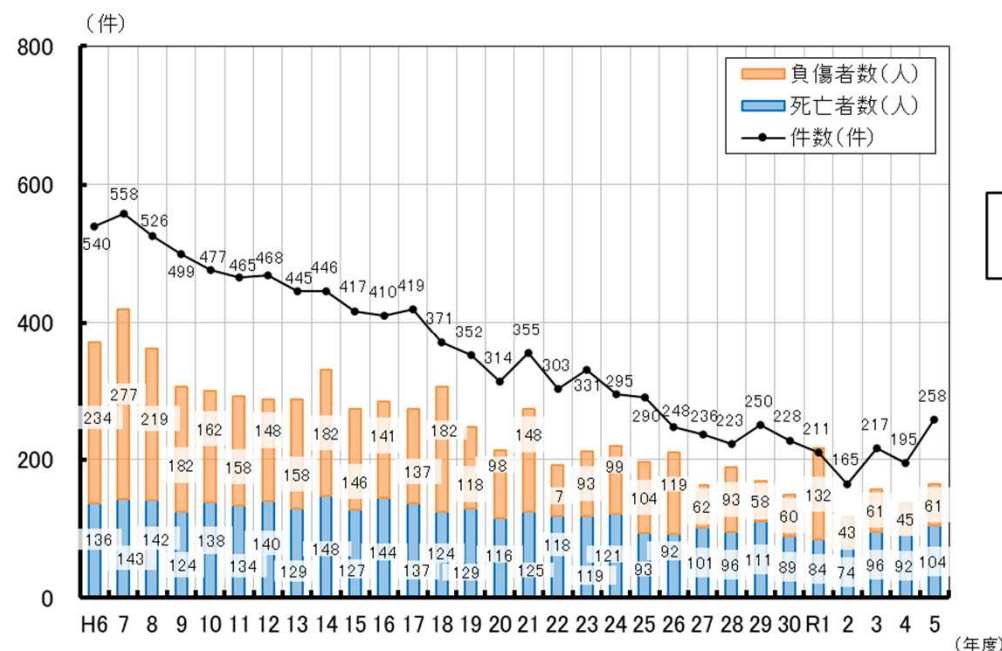
5. 踏切道の現状について

踏切道の現状について

中国運輸局
令和7年1月

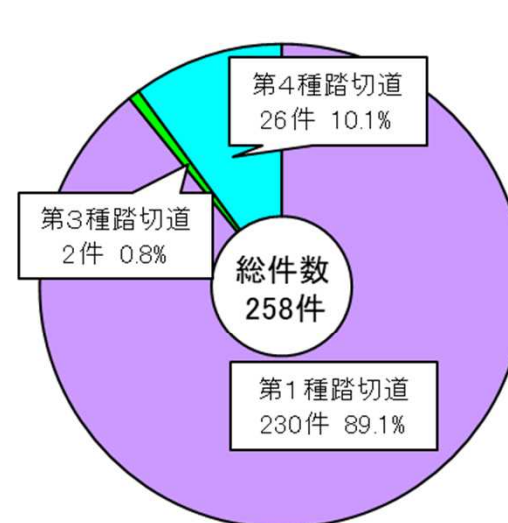
令和5年度 踏切事故の発生状況

- ・踏切事故の件数は、長期的に減少傾向にあるが、令和5年度は、258件（対前年度比63件増）であった。
- ・内訳は、第1種踏切道230件（対前年度比56件増）、第3種踏切道2件（同3件減）、第4種踏切道26件（同10件増）であり、第1種踏切道における事故が9割近くを占める。
- ・踏切事故による死傷者数は165人（対前年度比28人増）、うち死亡者数は104人（同12人増）であり、共に昨年度より増加した。
- ・事故原因については、直前横断等の通行者に起因する事故がほとんどであることから、通行者の意識に働きかける対策が必要である。

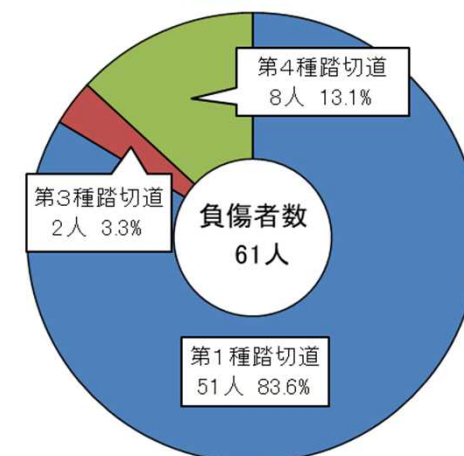
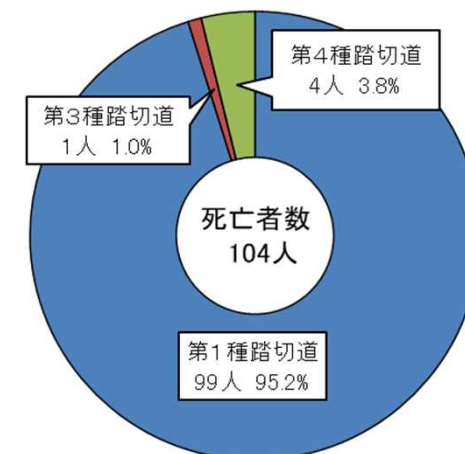


踏切事故の件数及び死傷者数の推移

- ・踏切道1箇所あたりの踏切事故発生件数は第4種踏切道が第1種踏切道の約1.4倍であった。
- ・高齢者（65歳以上）の踏切事故件数は89件（対前年度比13件増）、発生割合は34%（同5%減）であった。



踏切種別毎の件数



踏切種別毎の死傷者数

踏切道数の推移

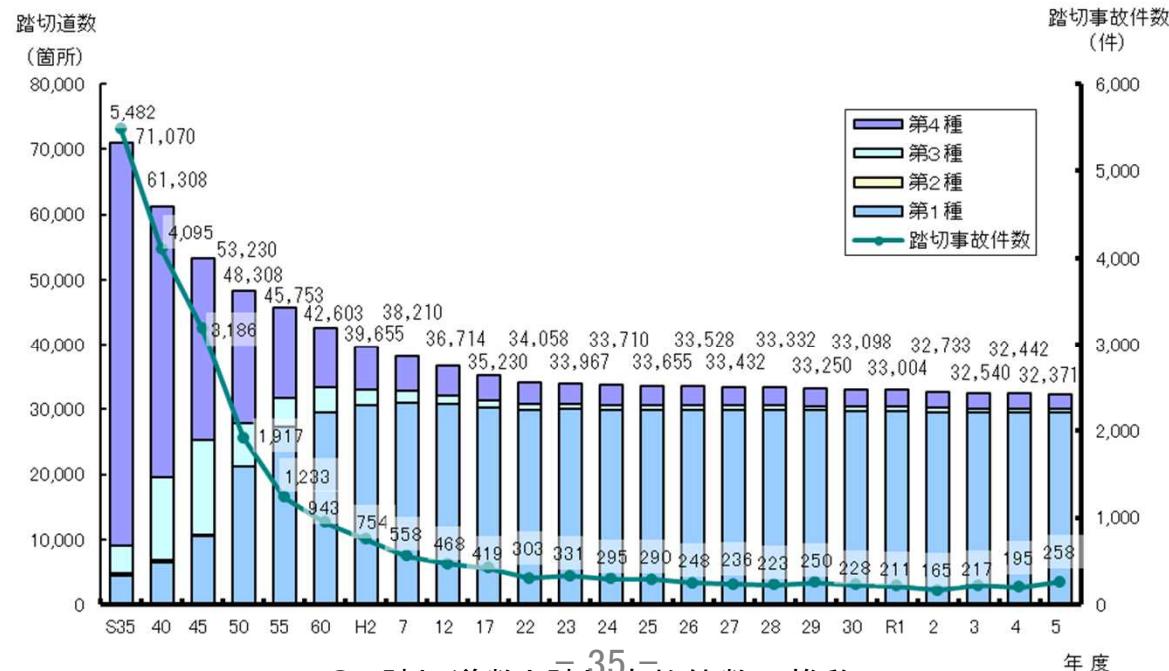
- ・令和5年度末現在踏切数は、32,371であり、対前年度比71減であった。
- ・内訳は、第1種踏切道20減、第3種踏切道10減、第4種踏切道41減であった。

○ 踏切道数の推移 ※括弧内は減少数

年 度	第 1 種	第 3 種	第 4 種	合 計
令和元年度	29,717 (▲31)	684 (▲14)	2,603 (▲49)	33,004
令和2年度	29,567 (▲150)	639 (▲45)	2,527 (▲76)	32,733
令和3年度	29,473 (▲94)	612 (▲27)	2,455 (▲72)	32,540
令和4年度	29,442 (▲31)	592 (▲20)	2,408 (▲47)	32,442
令和5年度	29,422 (▲20)	582 (▲10)	2,367 (▲41)	32,371

○ 1種化の推移

年 度	1 種 化
令和元年度	32
令和2年度	31
令和3年度	31
令和4年度	17
令和5年度	19



○ 踏切道数と踏切事故件数の推移

令和6年5月1日9時30分時点

第4種 踏切道対策 (1) 上信電鉄 上信線 踏切障害事故

1. 事業者 上信電鉄株式会社

2. 事故等種類 踏切障害事故

3. 発生日時 令和6年4月6日(土) 8時53分頃 天候:曇

4. 場所 上信線 馬庭駅～西山名駅間 天水踏切道(第4種)

5. 死傷者 死亡1名(公衆、小学校4年生(9才)、女兒)

6. 原因

運輸安全委員会が調査中

7. 概要 [上信電鉄からの報告による]

第18列車(下仁田駅発 高崎駅行)の運転士は、当該踏切道内に進行方向左側から進入した公衆を認め、非常停止手配を執ったが衝突した。

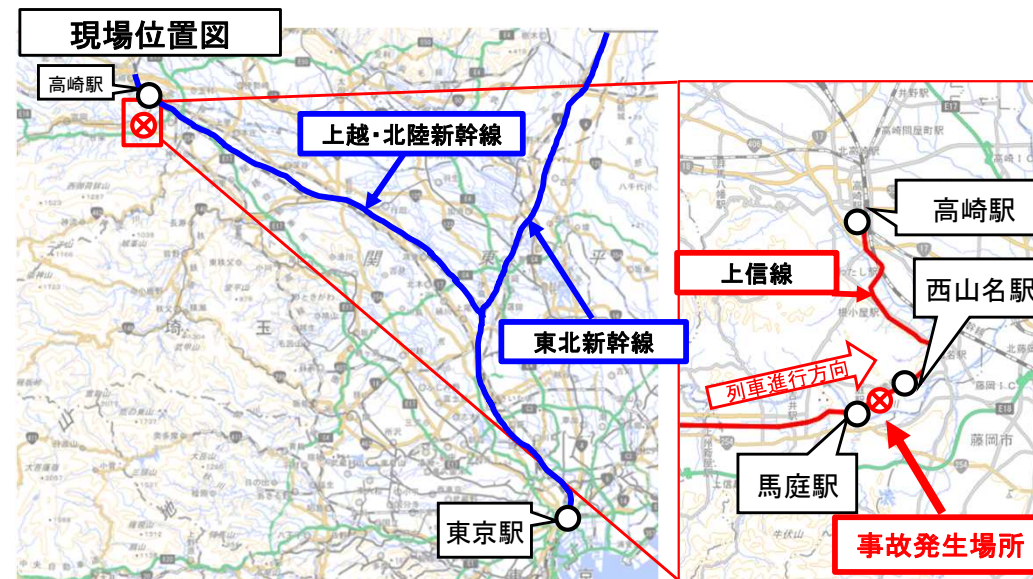
その後、公衆の死亡が確認された。

8. 国土交通省の対応

- ・4月7日から運輸安全委員会が調査官2名による現地調査を実施
- ・関東運輸局は職員を運輸安全委員会の事故調査支援のため2名現地に派遣
- ・4月17日、関東運輸局、鉄道事業者、群馬県などの関係自治体、関東地方整備局等からなる「群馬県 踏切道 改良協議会」を急遽開催し、高崎市内の第4種踏切道の廃止や第1種踏切道化について協議

9. 付 記

- ・当該踏切道は、第4種踏切道(踏切遮断機及び踏切警報機なし)。
- ・当該踏切道の道路管理者は高崎市である。
- ・当該列車の乗客・乗務員に死傷者なし。
- ・群馬県の方針は、可能な限り第4種踏切道の「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第1種踏切道への「転換」。



第4種 踏切道対策（2）第4種踏切道数の推移

国土交通省としては、遮断機も警報機も設置されていない第4種踏切道は、安全性の向上が重要な課題であると認識しており、これまで、

- ・第4種踏切道の統廃合の促進、
- ・遮断機・警報機の整備の支援による第1種踏切道化の促進

などの取組を、道路管理者、地方自治体及び鉄道事業者などの関係者とともに進めてきている。

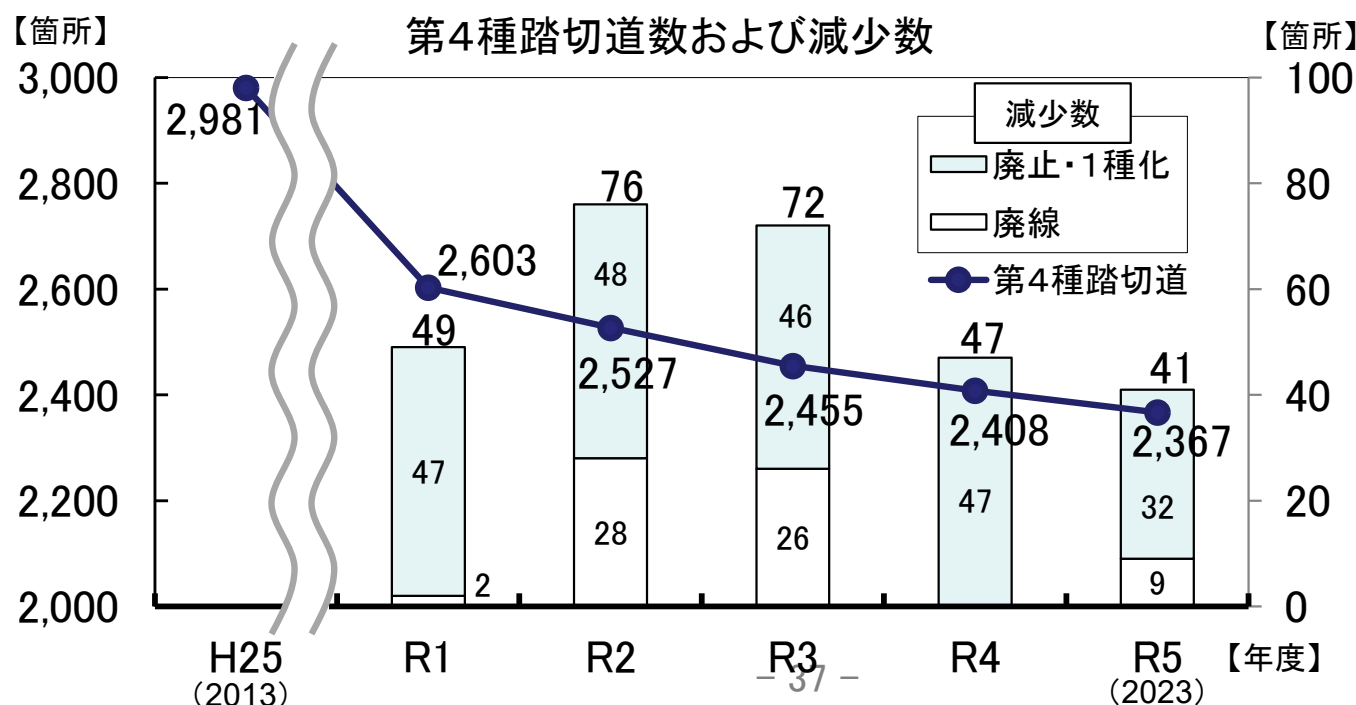
こうした取組により、第4種踏切道数は年々減少し、ここ10年間に於いて、年間約60箇所減少している。



しかし、地元との協議が難航するなど、廃止及び1種化ができない踏切道が多数残っている。



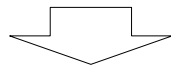
廃止、1種化に向けて、引き続き協議を進めていただきたい。



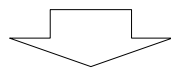
※減少数 61.4箇所／年
(10年平均)

第4種 踏切道対策 (3)群馬県の対策について

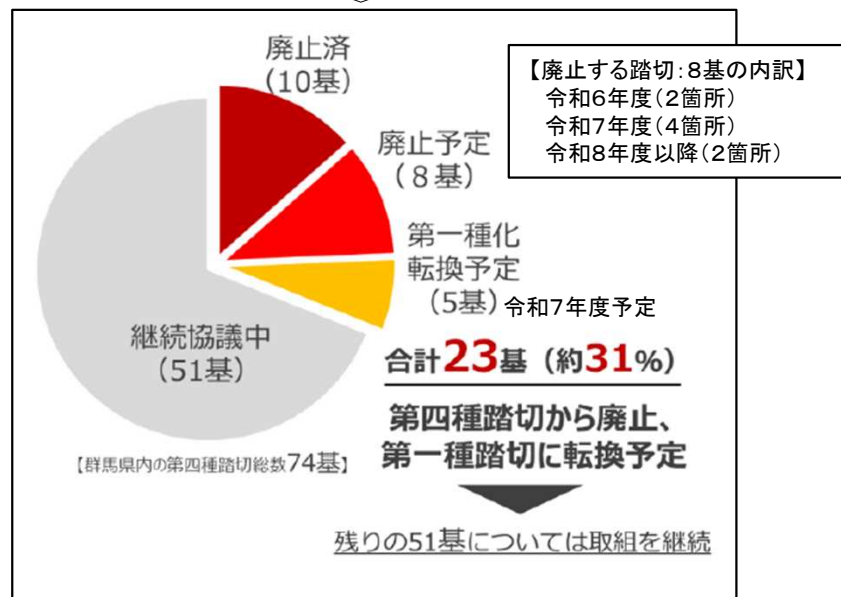
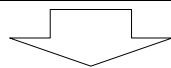
事故発生(令和6年4月6日)



関東運輸局、鉄道事業者、群馬県などの関係自治体、関東地方整備局等からなる「群馬県 踏切道改良協議会」を急遽開催し、県内の第4種踏切道(74箇所)の廃止や第1種踏切道化について協議



群馬県の方針は、可能な限り第4種踏切道の「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第1種踏切道への「転換」



群馬県の対応

※ 道路管理者:市町

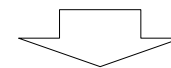
- 対応方針を公表することで、関係者の対応が迅速化
- 鉄道事業者と道路管理者が協議する環境を調整
- 道路管理者に調整結果のヒアリングを行い、動きの遅い道路管理者に対して、他の道路管理者の状況を共有するなど、対応の実施を促進
- 鉄道事業者と道路管理者のスケジュールを管理

道路管理者の対応

- 廃止するという方針を決定し、各地区に説明
- 事故を契機に協議する機運の高まり
- 利用状況を調査したところ、通行者が少ないことが判明
- 学生等利用の多い箇所は1種化

鉄道事業者の対応

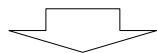
- 地元自治会に対し、踏切のリスクを説明
- 道路管理者と連携
- 粘り強い説明
- 自治体からの補助で1種化を促進



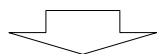
- 都道府県のリーダーシップが重要
- 鉄道事業者と道路管理者の連携が重要

第4種 踏切道対策 (4) 北近畿タンゴ鉄道の対策について

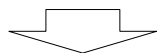
令和5年4月10日に第4種踏切道において列車とシニアカーとの衝突による死亡事故が発生



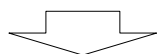
京都府が事務局となり、鉄道事業者、関係自治体、警察、近畿運輸局からなる「踏切対策協議」を開催し、第4種踏切道(全18箇所)の廃止や第1種踏切道化について協議(令和6年末までに5回開催)



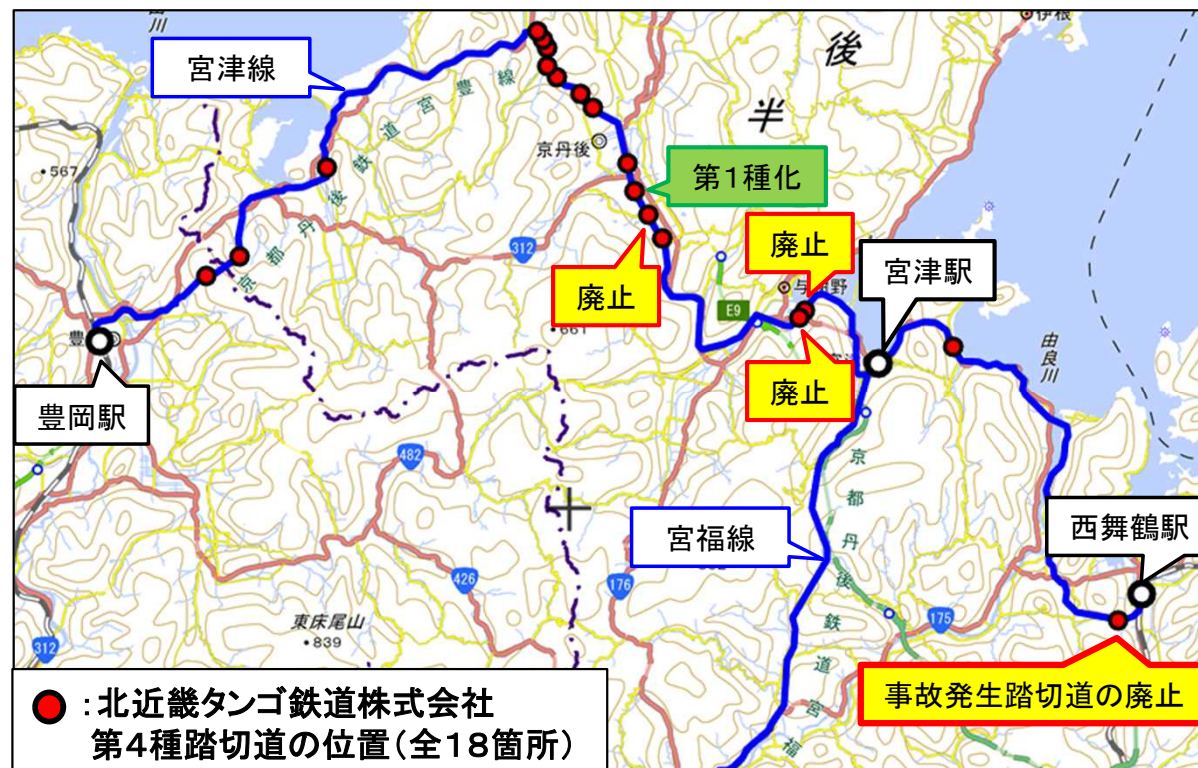
踏切の構造、利用状況、利用者層などの確認のために踏切カルテを作成し、踏切からの見通しなどの危険度を総合的に判断して、廃止可能な踏切道の把握と第1種踏切道化する踏切道の優先順位を整理



関係自治体は優先順位をもとに地元と協議



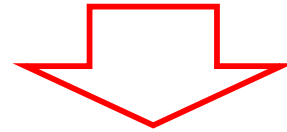
令和6年末までに全18箇所中、
4箇所廃止、1箇所第1種踏切道化が決定
(事故が発生した踏切道の廃止を含む)



事故発生踏切道の廃止

○一部の事業者では、踏切道通行者に物理的な一旦停止・左右確認を促し、直前横断に起因した事故を防ぐことを目的とした「手動ゲート(手動遮断桿)」や「踏切道手前の柵」を導入している。

○第1種化により維持管理すべき施設を増やすことは困難と考えている事業者が多い中、これらの設備は、第1種化に比べて少ない費用で、整備や維持管理が可能であると考えられることから、その導入によって第4種踏切道の暫定的な対策として安全性の向上に資することが期待される。



○今年度に第4種踏切において発生した事故を踏まえ、第4種踏切を横断する歩行者の安全対策の観点から、簡易的かつ効果的に実施できる設備の導入を支援する制度を創設した。

○手で遮断棒を持ち上げるタイプ



○手で遮断棒を押すタイプ



○一旦停止を促す柵



勝手横断箇所について

【勝手横断箇所】

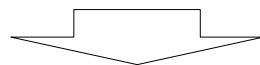
鉄道事業者が踏切道として認めていないが、明らかに線路内を横断した形跡があるもの。



今年度、広島県内において、勝手横断箇所において、2件の人身傷害事故が発生

鉄道事業者としては閉鎖したいが、横断箇所となった過去の経緯等もあり、閉鎖することが困難となっている。

踏切の統廃合、踏切拡幅に併せて、近隣の勝手横断箇所が閉鎖される事例もある。



閉鎖するには、関係自治体の協力が必要です。

鉄道事業者と自治体が連携して、閉鎖に向けた協議をお願いします。

事 務 連 絡
令 和 4 年 6 月 3 日

山口県内鉄道事業者 担当課長 殿

中国運輸局鉄道部技術・防災課長

第4種踏切道の解消の促進について

今般開催しました令和3年度中国ブロック踏切道等調整連絡会議及び山口県踏切道改良協議会合同会議において、第4種踏切道の解消に向けた取組について、関係者による課題の共有と鉄道事業者と道路管理者の協力体制作りを周知したところです。

このことについて、別添のとおり第4種踏切道リストにある道路を管理する自治体への情報提供を行ったので了知されるとともに、引き続き、第4種踏切道の解消の取組をお願いします。

山口県踏切道改良協議会合同会議
構成員 山口県知事 殿

山口県踏切道改良協議会合同会議 議長

第4種踏切道の解消の促進について

「踏切道の安全確保」については、踏切事故が鉄道運転事故の約3割を占め、近年では高齢者等による踏切事故も社会問題とされているところです。

また、令和3年11月には総務省行政評価局から「第4種踏切道の安全確保」について、行政評価・監視結果に基づく勧告を受けたところです。

このような状況のもと、今般開催しました令和3年度中国ブロック踏切道等調整連絡会議及び山口県踏切道改良協議会合同会議において、第4種踏切道の現状と課題等を共有するとともに、県内の第4種踏切道のリストを提供したところですが、本会議構成員以外にも第4種踏切道リストにある道路を管理する自治体もあることから、貴県から該当する自治体の関係者に対して、下記の資料を提供頂くとともに、鉄道事業者から第4種踏切道の解消に向けた協議があったときは、積極的に協力頂くよう周知をお願いします。

なお、鉄道事業者へも別添のとおり連絡していることを申し添えます。

記

提供資料

- ・第4種踏切道における安全対策について
- ・第4種踏切道リスト（山口県）
- ・踏切種別別の事故発生割合
- ・運輸安全委員会ダイジェスト（踏切廃止事例）

参考

- ・第4種踏切道の安全確保に関する実態調査の結果（勧告関係書類）

第4種踏切への安全対策の完遂に向けて

◆ 第4種踏切への安全対策の進め方と問題点



◆ ご協力いただきたい内容

①関係者の確認

・踏切ごとに説明や同意取得が必要な自治会長や地権者、近隣住民等を事前に確認いただきたい

②所有者の確認

・踏切と交差する里道等が「機能のある法定外公共物」として道路管理者（市町村）の所有となっているか事前に確認してほしい

⇒所有していない場合は国有財産の譲与手続き等必要な手続きを事前に実施いただきたい